



令和5年度

児童・生徒派遣費補助事業



令和 5 年 5 月

主管課:石垣市教育委員会 教育総務課

児童・生徒派遣費補助事業

制度概要

■補助対象となる大会等について

【 県 内 派 遣 】

沖縄本島で開催される大会等に派遣される場合に補助する。原則、県組織（沖縄県〇〇協会、連盟等）が主催している大会等を対象とし、民間企業等が主催する大会等は対象外とする。

宮古島で開催される派遣について、県規模の大会は対象外となる。先島地区大会に限り補助対象となり、補助額は一人 8,000 円を上限とする。また県中体連主催の大会については、宮古島市への派遣も補助対象とする。ただし、対象は生徒のみとし、補助額は1人 5,000 円（定額）とする。

★スポーツ系

フリーエントリーの大会でも対象。ただし、練習試合、強化試合の類は対象外。名称が〇〇大会であっても、クラブチーム等が主催で行われていれば強化試合とみなし対象外とする。

★文化系

大会要項などを確認のうえ判断する。表彰式への参加のみは対象外。

★県選抜選手の合同練習等

県の選抜メンバーに選ばれた児童生徒が、沖縄本島でおこなわれる合同練習等に参加する場合。こちらは、渡航費と宿泊費を補助する。

九州や全国選抜に選ばれた場合も準用するが、補助は渡航費の半額に限る。

対象となる県選抜選手の要件としては、選考の結果、選抜メンバーに選ばれた場合である。県規模で開催される自由参加型の合同練習等は認めない。

【 県 外 派 遣 】

★スポーツ系、文化系

フリーエントリーの大会等は対象外とする。沖縄県代表として派遣される場合のみ対象となる。県予選などを通過して出場することが条件。

★県選抜選手の合同練習等

県（九州、全国）選抜選手が県外で合同練習等を実施する場合に補助する。

【トレセン参加】

トレセンへの参加は児童生徒のみ認められている。（引率者は対象外）

■補助対象者について

石垣市内にある小中学校に在籍している児童生徒であること（竹富町、与那国町の児童生徒は対象外）、石垣市内にある県立学校に通う生徒。

大会登録されている選手と指導者等（監督、コーチ、マネージャー）が補助対象。大会登録されているか否かは、大会申込書、推薦書、公文書等によって判断する。

その他に、必要書類がそろっていない、規定日数以上の延泊をした場合は補助対象外となるので、注意すること。

学校の教職員について、派遣に同行した際に県から出張旅費が出る方は対象外となる。

※生活保護を受けている児童生徒は、石垣市福祉総務課へ申請してください

■補助額について

支給される補助額は以下のとおり。ただし、100円未満の端数は切捨てる。

渡航費とは、航空運賃及び船賃を指す。旅行会社で購入した際の発行手数料及び保険料等は対象外経費となる。

県内派遣	県外派遣（沖縄県代表のみ）
渡航費と宿泊費の実費分、輸送費の半額を補助する。ただし、補助上限額は以下のとおり。 渡航費…8,000円（1回派遣あたり） 輸送費…3,000円（1人あたり） ※宿泊費は県選抜選手に限り補助する。 宿泊費…4,000円（1泊あたり）	渡航費の半額を補助する。ただし、補助上限額は以下のとおり。 渡航費（北海道・東北地方以外） 21,000円（1回派遣あたり） 渡航費（北海道・東北地方） 31,000円（1回派遣あたり）

≫輸送費補助については楽器、**作品等**を想定している。

市以外から（PTA、学校、父母会、その他団体等）補助金が出る場合、全ての補助金の合計が保護者の自己負担を超えることがないように注意すること。超える場合、市の補助金は自己負担を上限として減額調整する。



派遣費総額 15,000円（航空運賃、宿泊費、交通費 etc...）

補助金総額 18,000円（市 8,000円、学校 5,000円、その他団体 5,000円）

この場合、補助額が自己負担を3,000円上回っているため、市の補助金を5,000円とし、自己負担を0円とする。派遣に行くことで収益が出ないようにすること。

■ホテルパック・全国旅行支援について

県選抜選手を除く全ての派遣者は渡航費に対しての補助であるため、ホテルパックを利用して派遣に行った場合、領収証の内訳に航空運賃と宿泊費を分けて書いてもらう必要がある。内訳の記載がない場合、「石垣市職員の旅費に関する条例」により宿泊費を決定し、航空運賃を算出する。宿泊費は1泊7,500円（県内）、10,000円（県外）とする。

例えば、内訳に「ホテルパック代金 1泊分」とだけ記載されている領収証だと

【県内派遣】

ホテルパック領収証 13,000円（航空運賃、宿泊費1泊分）
13,000円 - 7,500円（宿泊費）= 5,500円 ← 航空運賃とみなす
補助額は5,500円となる。

【県外派遣】

ホテルパック領収証 24,000円（航空運賃：那覇←開催地、宿泊費1泊分）
航空運賃領収証 12,000円（石垣⇄那覇）
24,000円 - 10,000円（宿泊費）+ 12,000円（石垣⇄那覇の航空運賃）
= 26,000円 ← 那覇⇄開催地の航空運賃とみなす
補助額は13,000円となる。※渡航費の半額補助

ホテルパック領収証について、内訳の記載もなく、宿泊数の記載もない場合、派遣期間相当の宿泊分が含まれていると解釈する。パック料金に含まれていない宿泊分の領収証の提出があれば、その分は除算する。

例えば、

内訳に「ホテルパック代金として」とだけ記載されている領収証だと

【県外派遣】※派遣期間 5/12~14 2泊3日

ホテルパック領収証 26,000円（那覇⇄開催地(県外)）
航空運賃領収証 12,000円（石垣⇄那覇）
26,000円 - 20,000円（宿泊費2泊）+ 12,000円（石垣⇄那覇の航空運賃）
= 18,000円 ← 那覇⇄開催地の航空運賃とみなす
補助額は9,000円となる。※渡航費の半額補助

※インターネットでホテルパックを予約した場合は、内訳内容が示されたページも提出してください。特にオプションでレンタカーを追加している場合は内訳の提出は必須です。

【全国旅行支援】

全国旅行支援の20%割引は宿泊費にかかるものとして取扱い、クーポン金額分の減算は必要ありません。また、今後助成内容が変更された場合はその限りではありません。

※領収証に全国旅行支援を利用したことがわかる記載が必要です。

（宿泊費：県内1泊につき6,000円、県外1泊につき8,000円を差し引く）

■前泊・延泊について

【補助対象となる派遣期間とは】

大会の前日から大会終了日までを補助対象の「派遣期間」とする。ただし、個人の場合は前後2日までは、やむを得ない事情により前泊又は延泊したとしても認めることとする。チーム全体の場合は前後4日までは、練習試合等の理由で前泊又は延泊したとしても認めることとする。

例えば

大会期日が5月13日、14日の場合

派遣期間は5月12～14日となり、個人的な前泊・延泊が認められる期間は5月10～16日まで。

勘違いされる事例として、チームが帰った日から個人的に2日延泊する方がいるが、大会終了日から2日なので注意すること。大会が終わった翌日にチームが帰り、そこから個人的に2日延泊した場合、その人は3日延泊したことになるので対象外となる。

派遣に行った際、市が定めた日数以上の前泊又は延泊をした方は補助対象外とする。ただし、合理的な理由かつ合理的な前泊・延泊日数であると認められればこの限りではない。

(例)

			移動日	大会	大会			
5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
×	○	○	☆	★	★	○	○	×

(合理的理由の具体例)

1. 自然災害等を理由とする大会等の延期又は飛行機、船の欠航による前泊又は延泊
2. 大会中の傷病により通院、入院したことによる延泊
3. 派遣に関する理由による前泊又は延泊
4. 学業を理由とする前泊又は延泊
5. 上記以外の事由についてはその都度判断する

※上記理由により前泊又は延泊する場合は、理由を証明する資料の添付（写しでOK）も必要となります。（診断書、受験票、大会延期が分かる資料など）

補助金申請手続き

■手続きの流れ

1. 補助金申請の手続きは、派遣終了後に必要書類（8ページ）を提出して頂き、審査が通り次第補助金が振り込まれますので、その後に「受領報告書」を提出して手続き終了となります。

書類は9ページの受付期間を確認のうえ、期限内に提出すること。

2. 申請方法については、
スポーツ団体等…1大会ごとに申請書類を作成して提出
大規模学校…1ヶ月又は半月ごとに、各部活動の書類を取りまとめて提出
3. 年度末の申請については手続きに時間的余裕がないことから、書類に不備があった場合は急ぎの対応が必要となります。

■書類作成における注意事項（お願い）

***補助金交付要綱・様式が変更されていますので、新様式をご利用ください。**

書類作成時には以下の点に注意してください。

1. 日付は空けておく。
2. 申請書類の提出の際は、提出者の名前と連絡先をお伝えください。不備等があった場合の連絡が出来ないこともあるため、ご協力ください。
3. 申請者は団体代表者であること。学校の場合は学校長であること。
押印は認印で（シャチハタNG）。
4. 申請書類の記入箇所、どのように書いたらよいか分からない所があれば空白にしておいても構わない。担当が記入する。
5. 訂正する際は修正テープ等を使用せず、訂正印（代表者、学校長の私印であること）で行うこと（金額のミスは訂正印もNG）。修正テープ等を使用した場合は書類の差し替えをお願いする。
上記訂正については、申請書、実績報告書、請求書、委任状にのみ適用し、派遣報告書などは修正テープを使用してもOK。
6. 監督、コーチ、マネージャーは「選手」ではなく「指導者等」と明記すること。
7. 搭乗券とは、eチケット控えのことではありません。「搭乗券」「ご搭乗案内」を指し、紛失した場合は「搭乗証明書」を航空会社（旅行社ではない）で発行してもらう。
8. 大会結果の分かる資料を添付すること。主催者側から結果表などの提供がない場合は、新聞記事の写しでも良い。
9. 県外派遣の申請をする際は、県予選の結果や、主催者又は関係団体等からの推薦書などの資料を添付すること。

10. 請求書の口座名義にはフリガナを付けること。また、口座名義に申請者以外の方の個人名が含まれている場合は、「委任状」が必要となる。
11. 搭乗券や領収証は貼り付けせずに提出してください。都合により貼る場合は、A4サイズの白紙に、搭乗券同士が重ならないように貼ること。申請書類は全てコピーをとって県に提出するため、搭乗券などが重なっている場合は全て剥がして貼りなおします。また、ホッチキスについても、針を取ってから貼る等の作業が増えるため、使用を控えてください。
12. 「受領報告書」は、補助対象となった選手・指導者等の氏名を記載するように。受領者名が直筆サインであれば受領印を省略しても構わない。また、受領者の並びは大会申込書に合わせてもらえると、チェックがしやすく時間短縮につながります。

■手続きのやり取り

補助金申請に関する問い合わせは、電話・メールで受けています。ただ、申請書類の訂正所や不足している資料の連絡などは、電話よりメールの方が確実であるため、そちらを推奨します。携帯、スマートフォンのメールをご利用の方は、パソコンからのメールも受信できるように設定して下さい。

また、フリーメール（Gmail、Yahoo!メール等）を利用する方へ、教育委員会からのメールが迷惑メールに分類されることがありますので、そちらの確認もお願いします。

■その他

- ・補助金の振込みは、申請から1ヶ月程度かかります（※全ての資料が揃った時点から1ヶ月です）。1月以降の申請については2ヶ月程かかります（申請件数が多いため）。
- ・補助金振込みの連絡については、メールアドレスを登録された方にのみお知らせします。しかし、1月以降の振込みについては、申し訳ないですが振込み連絡は行いません。
- ・チケットはクレジットカードで購入しても補助対象となる。ただし、マイル等で購入したチケット、懸賞等で得たチケットなど、自己負担のない方法で入手したチケットを使用して派遣に行った場合、その分は補助対象外。
- ・領収証と搭乗券は原則原本を提出してください。
- ・小児運賃又は離島割引運賃にてチケットを購入し、市民課で還付金を受ける場合、予算書に還付金の額も記載すること。また、還付金の手続きにも領収証と搭乗券（又は搭乗証明書）が必要となるため、市民課へ原本の提出を、教育委員会へは写しの提出でOK。注意点として、搭乗券の名前・日付・行き先・便名が隠れないようにコピーをとるように。

- 補助金対象となる経費には、チケット購入に係る発券手数料は含まれないものとする。旅行社から領収証をもらう際は、航空運賃のみの金額で発行してもらうこと。
- 輸送費に対する補助の要件は、機内に預けることができない荷物（派遣で必要な物）を航空貨物として運搬する場合とする。なお、規定日数以上の前泊・延泊をした者は補助対象外となるが、輸送費補助については適用される。
- 輸送費の補助を申請する場合、補助額が1人あたりの負担額の半額となるため、旅行社・運送業者からの領収証には1人あたりの負担額を明記してもらう。
- 県外派遣において、大会等の開催地が北海道・東北地方の場合は補助上限額 31,000 円となるが、必ずしも北海道・東北地方の空港を利用する必要はない。しかし、補助対象経費は渡航費のみなので、新幹線等の費用は実費となる。
- 大規模校については、全部活動をまとめて申請すること。月に1、2回程度取りまとめて申請する。ただし、勝ち進んで一大会で2回以上の派遣がある部活、中体連主催の宮古島派遣については個別に申請すること。
- **3月8日**以降に行われる派遣は事前申請を受け付ける（事後申請も可）。派遣が決まり次第、大会要項と申込書を提出し、派遣終了後に残りの必要書類を提出して頂きます。
- 学校長からの要望として、団体から学校へ派遣依頼文を出す場合、授業を休んで派遣に行く必要がある子については早めに文書を出してほしい。また、大会終了後に観光等を理由に延泊する際、その分も出席扱いとして欲しいとの要望が来るが、それは出来ないので欠席扱いとする。
- 年度内に予算がなくなった場合は、早めに補助金申請受付を終了する。
- この説明資料にない事項等については、教育委員会総務課のホームページにて紹介する。なお、派遣費補助に関して変更等が生じた際は、メールにて各団体、学校に通知するとともに、ホームページ上でも周知する。

【派遣費補助に関する問い合わせ先】

石垣市教育委員会 教育総務課

担当：慶田城(けだしろ)・伊良皆(いらみな)・村山(むらやま)・奥平(おくだいら)

電話番号：0980-82-2604 FAX：0980-82-0294

メールアドレス：hojokin@city.ishigaki.okinawa.jp



提出書類一覧

- 1 補助金等交付申請書（様式第1号(第4条関係)）
- 2 補助金等実績報告書（様式第2号(第7条関係)）
- 3 予算書
- 4 決算書
- 5 派遣報告書・アンケート（選手1名、指導者1名に書いてもらう）
- 6 請求書（初回のみ通帳（口座番号・名義がわかる面）の写しを添付）
- 7 委任状（※申請者と振込口座名義が異なる場合のみ）
- 8 受領報告書 （補助金振込み後に提出）
- ★ 9 大会要項
- ★ 10 大会申込書
- ★ 11 大会結果資料
- ★ 12 領収証（渡航費・宿泊費(選抜選手のみ)・輸送費）
※ホテルパックは予約詳細（旅程等）を添付してください
- ★ 13 選手名簿
- ★ 14 搭乗券または搭乗証明書（往復分）の原本

- …教育委員会総務課ホームページからダウンロード出来る様式
- ★…学校・団体が用意する資料

補助金申請 受付期間

【補助金申請について】

スポーツ団体や小規模校・・・派遣終了2週間以内

大規模校・・・派遣終了1ヶ月以内

の書類提出をよろしくお願いします。

上記期限を過ぎても申請は受け付けますが、

下記の期限を過ぎた場合は受け付けませんのでご注意ください。

令和5年度 受付期間

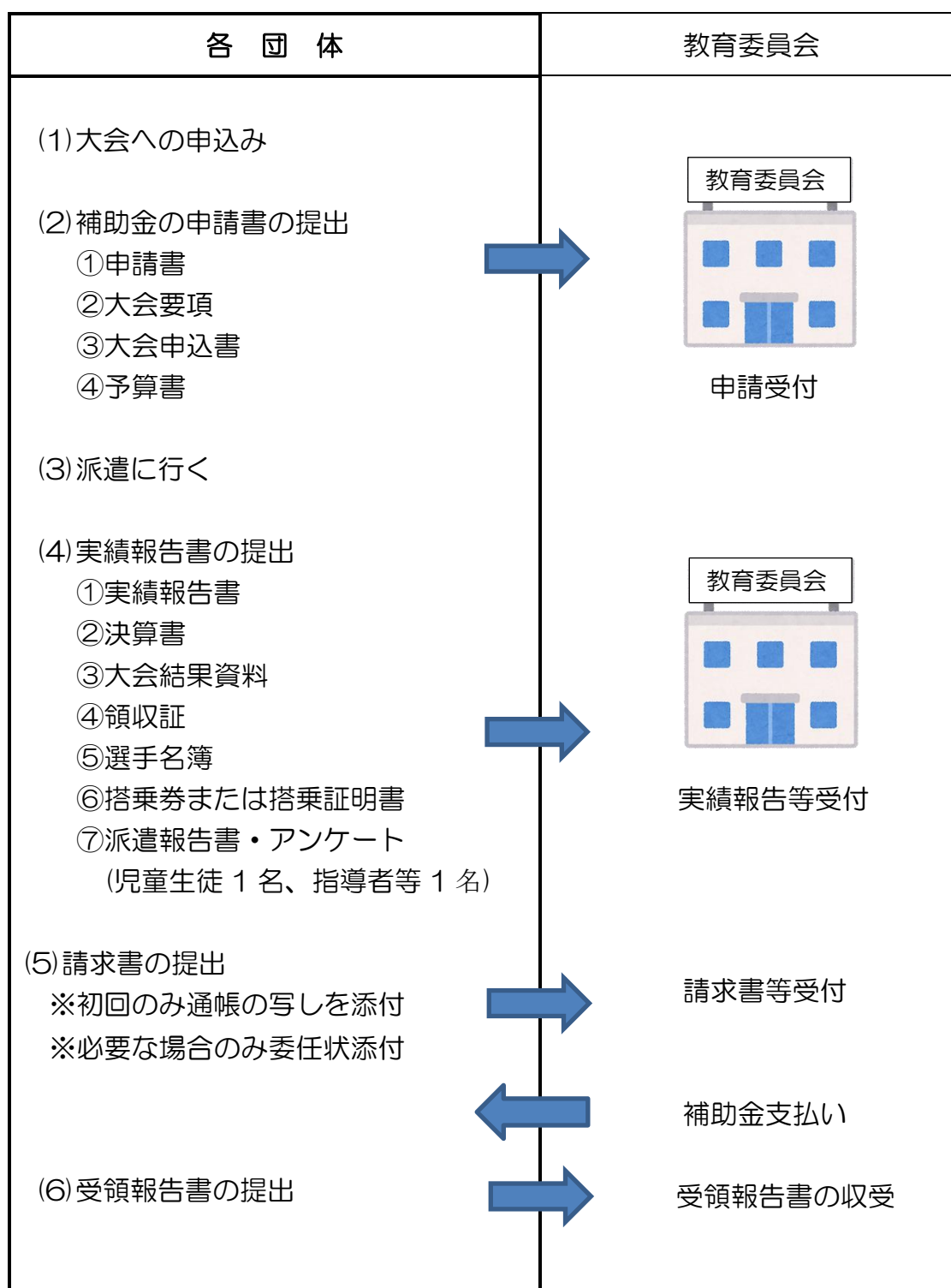
- ① 4月～7月に行われる派遣
令和5年9月1日（金）まで
- ② 8月～11月に行われる派遣
令和5年12月15日（金）まで
- ③ 12月に行われる派遣
令和6年1月5日（金）まで
- ④ 1月～3月8日に行われる派遣
令和6年3月8日（金）まで **※期限厳守**
- ⑤ 3月9日～31日に行われる派遣（予算がなくなり次第終了）
令和6年4月5日（金）まで

重要

令和6年3月8日までに終了する派遣に関しては一括交付金の対象事業となります。当該派遣については3月8日までに全ての申請・実績書類を提出して頂きます。それまでに間に合わないと受付が出来ませんので、**期限厳守**でお願いします。

3月8日以降の派遣については、石垣市まちづくり支援基金活用事業（ふるさと納税）の対象となります。こちらは事前申請も受け付けますが、予算が少ないため定員になり次第、受付終了します。

補助金交付手続きの流れ



※(2)-①～④、(4)-①～⑦、(5) は、まとめて提出することもできますが、日付は空けておいてください。